

鳥取県告示第332号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、農林総合研究所農業試験場における生産物の売払代金の収納の事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成22年5月25日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 委託の相手方
鳥取いなば農業協同組合
- 2 委託期間
平成22年4月1日から平成23年3月31日まで